

令和8年度 帯広市『市民文藝』第66号 募集要項

募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年8月1日(土)《必着》

※期間外の受付はできないため、ご注意ください

応募資格

- (1)帯広市、及び十勝管内の町村にお住まいの方、
またはかつて住んでいた方
- (2)その他、編集委員会が認めた方

募集部門

部門		400字詰め原稿用紙
①	小説 A	26 枚以上 50 枚以内
	小説 B	25 枚以内
②	戯曲・シナリオ	42.5枚以内
③	文芸評論	42.5枚以内
④	随筆 A	4.5枚以内
	随筆 B	2 枚以内
⑤	ノンフィクション (生活記録・ルポルタージュを含む)	35 枚以内
⑥	童話	15 枚以内
⑦	詩	50 行以内
⑧	短歌 10首	10 首
	短歌 20首	20 首
⑨	俳句 20句	20 句
⑩	川柳 10句	10 句
	川柳 20句	20 句

※ 俳句10句の部門は募集しません。

応募規定

- (1)応募は、1 部門につき1 作品又は1 編のみです。
- (2)1 作品につき**原本とコピー3部の合計4部の原稿と募集要項裏面の応募票**を提出してください。
- (3)**規定の枚数・行数・首数及び句数を厳守**してください。(タイトル除く。ノンフィクションの規定枚数には写真・図録・地図・資料などを含みます。)
- (4)部門①～⑥の作品をパソコンで作成する場合、応募原稿と**一緒に作品データの電子媒体(CD-R等)の提出を必須**とします。

表彰及び発表

- (1)優秀な作品に対して、市民文芸賞等を贈り、表彰します。
- (2)選考結果は、令和8年10月末までに本人へ通知し、入選作品名とペンネームを図書館ホームページや新聞等に掲載します。
- (3)入賞及び入選作品は、令和8年12月発行予定の『市民文芸』第66号に掲載します。

応募原稿の注意事項

- (1)部門①～⑥は、400字詰め原稿用紙を使用し、パソコン等を使用する場合、1 ページ20字×20行に設定してください。部門⑦～⑩は、用紙を問いません。
- (2)原稿には、**タイトルとページ番号**を記入してください。(氏名等個人を特定できるものは記入しないでください。)
- (3)原稿は縦書きで、黒インク又は黒ボールペンを使用してください(鉛筆書き、消えるペンの使用不可)

応募上の注意事項

- (1)応募作品は、応募者本人による**未発表作品**に限り
ます。
規模の大小にかかわらず、他のコンクール、新聞、同人誌、インターネット等に掲載されたものは既発表とみなします。
また、A I 等の文章作成ツールを使った文章は選考対象外とします。
- (2)応募原稿の返却・修正には応じません。
- (3)応募作品の選考、及び『市民文芸』の編集は、帯広市教育委員会が委嘱した編集委員会によって行われます。
- (4)短歌、俳句、川柳の入選作品については、編集委員が、掲載する首(句)の選定を行います。
- (5)入選作品の著作権は、帯広市教育委員会に帰属します。選考結果通知後、SNSを含む他所へ掲載する場合、図書館に許諾申請が必要です。
(詳しくはお問い合わせください。)
- (6)掲載に際し、著作権使用料などの諸費用が発生する場合は、入選者に負担していただきます。
- (7)応募の際にいただいた個人情報、本事業の運営に関する目的でのみ使用します。

応募作品の提出先

〒080-0012 北海道帯広市西2条南14丁目3番地
帯広市図書館「市民文芸」事務局
TEL 0155-22-4700



帯広市『市民文藝』第66号応募票

応募ジャンル (該当するものに○)	① 小説(A ・ B) ② 戯曲・シナリオ ③ 文芸評論 ④ 随筆(A ・ B) ⑤ ノンフィクション ⑥ 童話 ⑦ 詩 ⑧ 短歌(10首 ・ 20首 新かなづかい ・ 旧かなづかい) ⑨ 俳句(20句のみ) ⑩ 川柳(10句 ・ 20句)		
ふ り が な			
題 名 ・ タイトル			
ふ り が な			
氏 名			
ふ り が な			
ペンネーム(任意)			
応募時の年齢 歳		電話 番 号	
住 所	〒 ー		

募集要項の記載事項をすべて了承のうえ、応募します。
(右の口に✓(チェック)を入れてください。)

☐